

外国税額の控除に関する明細書

		事業年度	法人名								
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1	円	区	分	国外所得対応分	①のうち非課税所得分					
	当期の法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」)	2	円	当	加	外	算				
								国外の当期利益又は当期欠損の額	17	円	円
								納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「7」)	18		
								交際費等の損金不算入額	19		
								貸倒引当金の戻入額	20		
									21		
									22		
									23		
									24		
									25		
									26		
									27		
									28		
								小計	29		
								当期の外国所得の金額	9	円	の
貸倒引当金の繰入額	30										
	31										
当期の外国所得金額	10	円	の	減	金	額					
								32			
								33			
当期に控除できる金額の計算	11	円	の	減	金	額					
								34			
								35			
当期に控除できる金額の計算	12	円	の	減	金	額					
								36			
								37			
当期に控除できる金額の計算	13	円	の	減	金	額					
								38			
							仮計 (17) + (29) - (38)	39			
当期に控除できる金額の計算	14	円	の	減	金	額					
							非課税国外所得の控除額 (39の②) × $\frac{5}{8}$ (マイナスの場合は0)	40			
							国外所得の金額 (39) - (40)	41			

別表六(二) 平二五・四・一以後終了事業年度分

## 別表六（二）の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が法第69条（外国税額の控除）又は措置法第66条の7（特定外国子会社等に係る外国税額の控除）若しくは第66条の9の3（特定外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合、控除対象外国法人税額を課されたことを証する書類その他規則第29条の3第1項各号（外国税額控除を受けるための書類）に定める書類又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第10条（みなし外国税額の控除の申告手続）に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を添付してください。

2 当期において法第64条の4第1項から第3項まで（公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算）又は措置法第59条の2第1項及び第5項（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「所得金額又は欠損金額3」に、これらの規定の適用をしないで計算した所得金額又は欠損金額を記載します。

3 「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額5」は、令第112条第14項（被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入）の規定の適用を受ける場合において、同項の規定により損金の額に算入する金額を記載します。

4 「当期の国外所得の金額の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) 「国外の当期利益又は当期欠損の額17」には、法人が当期利益又は当期欠損の額のうち国外の利益又は欠損の額として計算した金額を記載します。

なお、その計算の明細を記載した書類をこの表に添付してください。

(2) 「加算」及び「減算」の各欄には、「国外の当期利益又は当期欠損の額17」に記載された金額が令第142条第3項本文（国外所得の金額）に規定する国外所得の金額と異なる場合に、その調整をするため、別表四の記載に準じて記載します。

なお、ここにいう国外所得の金額とは、外国に源泉がある所得（以下「国外源泉所得」といいます。）を他の所得と区分して、その国外源泉所得に係る所得のみについて法人税を課するものとした場合の当期の所得金額をいいますが、その計算に当たっては、次の点に御注意ください。

イ 措置法第66条の6第1項又は第4項（内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入）の規定により益金の額に算入された金額（特定外国子会社等の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域が、その特定外国子会社等の所得に対して外国法人税を課さない国又は地域である場合は、益金の額に算入された金額の6分の1）及び措置法第66条の7第1項の規定により内国法人が納付する控除対象外国法人税額とみなされる金額は、その事業年度における国外所得の金額の計算上、益金の額とします。

ロ 措置法令第39条の18第11項（特定外国子会社等に係る控除対象外国法人税額の損金算入）の規定により損金の額に算入する金額は、その事業年度における国外所得の金額の計算上も損金の額とします。

(3) 「①のうち非課税所得分②」の各欄は、令第142条第3項（控除限度額の計算）に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額がある場合に記載します。